

平成24年度 障害者福祉関連施策予算について

1 平成24年度当初予算規模

(単位：千円)

会計区分	24年度当初予算	23年度当初予算	増減額	前年比
一般会計	154,659,000	148,807,000	5,852,000	103.9%
国民健康保険事業会計	51,766,410	50,553,279	1,213,131	102.4%
介護保険事業会計	34,195,215	31,134,449	3,060,766	109.8%
後期高齢者医療事業会計	11,713,941	10,917,310	796,631	107.3%
中小企業勤労者福祉事業会計	200,414		200,414	
合計	252,534,980	241,412,038	11,122,942	104.6%

2 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科目	24年度当初予算	23年度当初予算	増減額	前年比
保健福祉費	67,568,338	66,551,374	1,016,964	101.5%
社会福祉費	28,576,971	27,239,938	1,337,033	104.9%
障害者福祉費	8,671,382	8,322,789	348,593	104.2%
児童福祉費	20,207,236	20,254,614	47,378	99.8%

3 障害者福祉関連 主要事業の概要 (平成24年度区政経営計画書より抜粋)

(1) 災害時要援護者支援対策 (管理課・障害者施策課・高齢者在宅支援課) 予算額 28,437千円

災害時要援護者の登録制度により、高齢者や障害者等の安否確認や支援策に取り組み、平成22年8月からは救急情報キットの配布を行うなどの施策の充実を図ってきましたが、今後は、東日本大震災を踏まえて施策を再構築します。

新たな行動指針の策定

中期的な避難生活も視野に入れた支援体制を構築します。

災害時要援護者の登録者増に対応できる登録制度の整備・充実を図ります。

災害時要援護者のための救護所の整備

区立障害者通所施設を災害時要援護者の救護所として整備します。また、民営の入所・通所施設についても、施設側と協議の上、災害時要援護者の救護所としての協定締結を促進します。

関係団体との新たな連携体制の構築

要援護者の安否確認や支援が適切に行えるよう、各震災救護所とともに、高齢者や障害者の介護・福祉関連事業者等との協働による新たな連携体制に向けての協議会を設立します。

家具転倒防止器具の取付助成

高齢者のみの世帯や障害者手帳をお持ちの方などを対象に、家具転倒防止器具の設置をします。

(2) 障害者地域生活支援事業 (障害者施策課・障害者生活支援課) 予算額 615,675千円

障害があっても、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス等、地域の実情に合わせた、様々な事業を実施します。

相談支援事業

障害福祉サービス利用者（児）のサービス等利用計画作成件数を大幅に増やします。

障害福祉サービスの利用計画作成する指定特定相談支援事業者、障害児の通所サービスの利用支援をする障害児相談支援事業者、入所施設や精神科病院からの地域への移行を行う指定一般相談事業者の3種類に相談支援事業所を再編整備します。

地域活動支援センター

生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業などになじみにくい、区内の障害者等の社会参加の場として、障害者福祉会館において地域活動支援センター事業を実施しています。

平成24年度は、障害者福祉会館に加え、新たに1所で実施します。

(3) 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団（障害者生活支援課） 予算額 68,379千円

障害者の一般就労を促進するために、財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の事業を以下の事業に再編し、充実を図っていきます。

杉並区障害者就労支援センター事業（区委託事業）

一般就労を希望する障害者等に対して、就労支援・生活支援を一体的に提供します。

就労希望者の掘り起こしや、雇用開拓、地域における就労支援ネットワークの整備等を行います。

就労移行支援事業（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス）

一般就労を希望する者を対象者として、事業所内の訓練（本人の能力・適性に応じた多様な訓練プログラムを提供）を実施するとともに、企業における実習、求職活動支援、就職後の職場定着支援等を実施します。

自主事業（区補助金事業）

福祉施設、特別支援学校等における一般就労の取組支援や地域における就労支援の人材育成、障害者の職業能力や適性等の評価、区民、企業向けの普及啓発などを行います。

(4) 障害者グループホーム（障害者施策課） 予算額 76,684千円

障害者グループホームの整備（障害者施策課） 予算額 7,020千円

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホームやケアホームを整備します。^

知的障害者グループホーム

就労している方や日中活動施設等を利用している方が、社会福祉法人・NPO法人などが運営するグループホームで、食事の提供及び生活に関する相談や指導を受けながら共同生活をします。

知的障害者グループホーム（区型）

知的障害者の地域における自立生活のための訓練の場を提供し、日常生活における援助及び指導を行います。

精神障害者グループホーム

回復途上にある精神障害者を対象として、地域社会における自立を図るため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行います。

身体障害者グループホーム

重度身体障害者が地域で自立した生活を送るため、生活の場の提供と日常生活における援助等を行います。

(5) こども発達センターたんぽぽ園運営（障害者施策課） 予算額 73,488千円

こども発達センター療育相談・指導（障害者施策課） 予算額 44,947千円

発達障害児支援（障害者施策課） 予算額 38,561千円

発達に遅れや障害のある18歳未満の子どもに対し、専門職による相談及びリハビリを行います。さらに就学前の子どもに対しては、個別指導及びグループ指導を実施します。また、保護者や関係機関（保育園・子供園・幼稚園）が、子どもの特徴を正しく理解し適切な対応ができるよう支援します。

こども発達センター発達障害児支援事業

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を実施します。

また、学齢期においても継続した支援を受けることができるよう体制を整備します。

こども発達センター地域支援事業

児童福祉法改正に合わせ、こども発達センターを児童発達支援センターの機能を有する機関とし、保育園・子供園・幼稚園等地域の関係機関への助言、地域資源の活用に関する相談を始めます。